

【70歳以上の方に関する医療制度】

後期高齢者医療被保険者証の方、または高齢者受給者証をお持ちの方は、1ヶ月の入院費用の限度額が決まっています。

入院限度額（1ヶ月）

| | | |
|---------------|-----|----------------------------|
| 3割負担の方 | 限度額 | 80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% |
| ☆2割負担の方 | 限度額 | 57,600円 |
| 1割負担の方 | 限度額 | 57,600円 |
| 低所得者世帯の方（区分Ⅱ） | 限度額 | 24,600円 |
| 市民税非課税の方（区分Ⅰ） | 限度額 | 15,000円 |

※ 4回目以降の限度額が44,400円になります。

※ 低所得者の方は「標準負担額減額認定証」の交付を保険年金課で受け、入院時に窓口に出してください。

※ 限度額は保険証に記入されている負担率によります

☆ 平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方（誕生日が昭和19年4月2日以降の方）

食事負担（1食あたり）

| | | |
|--------------|------|--------------|
| 一般の方 | 360円 | |
| 指定難病患者 | 260円 | |
| 市民税非課税世帯の方 | 210円 | 「標準負担額減額認定証」 |
| 非課税世帯90日以上入院 | 160円 | 「長期入院減額証」 |
| 一定所得以下の高齢世帯 | 100円 | 「負担金減額証」 |

※ 各減額認定証は国民健康保険の方は保険年金課、社会保険の方は社会保険事務所、組合保険の方は所属保険組合で交付を受けてください。なお、入院時に必ず入院受付に提出してください。

※ 減額認定証の手続きには、健康保険証・印鑑（朱肉を使用するもの）を持参して手続きしてください。

その他

※ 保険外の費用（個室料・治療材料費・文書料・病衣代等）については自費になります。

※ 特定疾患医療証・重度障害者医療証などをお持ちの方は医療証の内容によります。

※ 高額療養費の還付は保険により手続きが異なります。